

令和7(2025)年度第1回公の施設指定管理者選定委員会概要報告

(令和7(2025)年7月10日作成)

柏崎市財務部財政管理課

- 1 開催日時 令和7(2025)年7月4日(金) 午後1時30分から3時35分まで
- 2 場 所 柏崎市役所4-3、4-4会議室
- 3 出席者 ○選定委員(五十音順)
阿部委員、石山委員、金子委員(委員長)、島袋委員、吉田委員
○事務局(財政管理課) 高橋財務部長、真貝課長、荒川副主幹、田邊主査
○施設担当課
(福祉課) 元井課長、小林係長、丸山係長、渡辺主査、飛田主事
(文化・生涯学習課) 西巻課長、池田課長代理、新保主査
(スポーツ振興課) 藤巻課長、秦野係長
(商業観光課) 伊藤課長、清水係長、野澤主事
- 4 欠席者 ○選定委員
黒岩委員

5 概要

今年度に指定管理者の更新手続を行う21施設について、次期指定管理期間の方針及び手続のスケジュールを説明した。

その後、非公募により指定管理者の選定を行う20施設について、選定を非公募で行う理由を施設担当課から説明し、質疑及び委員間討議を経て、産業文化会館については、非公募による指定管理者の選定ではなく、公募による指定管理者の選定が適当であるとした意見を付した。その他の非公募により指定管理者の選定を行う19施設について、選定委員から非公募による選定が適当であるとの意見を拝聴した。また、コレクション展示館3館については、この2年間で方向性を明確にし、結論を出すという覚悟を持って取り組む必要があるとの意見を付した。

6 委員会の要旨

- (1) 開会
- (2) 委員会の開催要件の確認
委員5人の出席により開催要件を満たしていることを確認
- (3) 財務部長挨拶
- (4) 委員長及び職務代理者の選任
- (5) 議事
 - ア 指定管理者の更新手続を行う施設について
 - イ 非公募により指定管理者の更新を行う施設に係る意見聴取について
 - (ア) 総合福祉センター(担当課:福祉課)
《担当課から施設の概要、非公募理由、現指定管理者について説明》
《質疑応答》
委員D: イベントの開催が0になっているが、コロナ前はあったのか。また、ボランティア交流会も近年は少ないが、今後はどうなるのか。
担当課: 平成28年度から令和元年度までは、イベントを年2回開催してい

る。内容は、おもちゃフェスティバル等の福祉的内容のものである。

委員 D： コロナ後になくなった感がある。一般の人からすると福祉センターが身近なものではなくなってきていると個人的には感じている。

委員 E： 検討シートに災害ボランティアセンターの機能を備えておりと記載されているが、施設の設置目的ということではないのか。自主事業とするなら整合性が取れないのではないのか。検討結果の理由はどのような視点で記載されているのか。

担当課： 災害のときの対応として災害ボランティアセンターとしてということで、契約内容には見込んでいないというニュアンスで記載した。

委員 E： 指定管理の範囲としては対象としていないということか。

担当課： そのとおりである。

委員 E： 自主事業のボランティアセンターに記載されているものは、有事のときとは別の取組で記載されているということか。

担当課： そのとおりである。

《担当課退室後、委員間討議》

委員全員： 特になし。

委員長： それでは「総合福祉センター」について、非公募による選定が適当としてよろしいか。

委員全員： 異議なし

委員長： 異議がないため「総合福祉センター」について、非公募による選定が適当とする。

《非公募による指定管理者の選定が適当であるとした。》

(イ) 元気館障害者デイサービスセンター（担当課：福祉課）

《担当課から事業の概要、非公募理由について説明》

《質疑応答》

委員 E： ミニコロニーは市内唯一の障がい者受入施設との説明であるが、その受入施設は市の施設か。

担当課： 市内唯一と説明したのは、入所施設のことである。市内には3つの入所施設があるが、ミニコロニーが運営しており、市の施設ではない。

委員 E： 入所施設は法人が所有していて、デイサービスセンターは市が所有している。市が所有しなければならない理由は。

担当課： デイサービスセンターの建物は市が管理しているが、その中でデイサービスができる部分の運営を指定管理者にお願いしている。

委員 E： 市内では、ミニコロニー以外に障がい者の受入れをしているところはないとのことだが、市の元気館以外だとどのような状況か。

担当課： 入所施設を運営しているのは、この法人だけだが、他の障がい福祉サービスは、他の事業所が運営している。市外であっても同じ形で、市が直接運営しておらず、民間の社会福祉法人、NPO、株式会社等が運営している状況である。

委員 E： この法人以外に市内に運営している事業者がいるということか。

- 担当課： そのとおりである。
- 委員 E： 他の事業所は、デイサービスセンターの指定管理の運営に心配があるということか。
- 担当課： 当該施設の指定管理をミニコロニーが約20年しているが、歴史のある法人であり、職員も有資格者が多い。福祉事業は新しく事業を始めようとする、有資格者をそろえなければならない。当該法人は知識と経験が豊富で実績がある。
- 委員 D： 指定管理料が0円であり、利用料で賄っているとのことだが、収支がマイナスになるときは、指定管理者がやりくりするのか。
- 担当課： そのとおりである。障害福祉サービスの提供により得られる報酬で運営している。
- 委員 D： 職員が辞めたときに、臨機応変に対応したという話とか、それでヒヤリハットが増えたという記述があるが、障害や介護関係の人手が減っている中で、人件費を削るのは厳しいのではないか。指定管理料が全くなくてよいのか。
- 担当課： 令和4年度は赤字だったが、昨年度は黒字だった。赤字については、元気館デイサービスセンターに係る赤字だったが、法人全体では、カバーできる体力があり、大丈夫と聞いている。
- 委員 D： そういった意味もあって、人材もあり、ノウハウもある規模も大きいところになっているのか。
- 担当課： そのとおりである。
- 委員 A： モニタリングシートの収支等に関する評価を見ると予算のところは全部マイナスになっているが、結果的に黒字になっている。予算と実績の乖離が大きい理由は何か。あらかじめ赤字が見込まれるような事業であるにもかかわらず、原則、福祉サービスの報酬で経費を賄うため指定管理料を支払わないという基本協定であるが、結果的に黒字であるため問題はないが、これが連続して赤字になった場合、指定管理料を支払わないという協定は、変えないということか。
- 担当課： 事業報告書の収支計算書を見ると予算では収入をかなり低く見込んでいるが、実際は利用者がかかなり多かった。
連続して赤字になった場合はどうするかという件について、事業所も予算の収支バランスを見ながら運営をしているところだが、運営が厳しくなれば、相談があると思う。相談があったら検討したい。
- 委員 A： 一点目は分かった。二点目は、状況に応じて基本協定は柔軟性があるということか。
- 担当課： そのとおりである。
- 委員 E： 障がい者手帳所持者は減少する中で、利用者数に大きな変動はないと説明があったが、一人当たりの利用回数が増えているということか。
- 担当課： 手帳を持つ方が減っているが、福祉サービスを使う方は、増加傾向にある。一人当たりの利用回数が増えていることもあり得る。

- 委員 E : 増加傾向にある理由は何か。
- 担当課 : 福祉サービスが充実してきていること、障がい福祉サービスのメニューが増えてきていること、市内の事業所の数が増えてきていることがあり、受入態勢や利用環境が整っていることにより、増えているのではないか。
- 委員 C : 利用者が増であるが、モニタリングシート1ページのサービス水準に関する評価の計画・目標値が毎年8,210人で、利用者数が計画・目標値に満たないが、利用者が増加したとのことで、収入は予算より増えている。目標と収支の予算との関連がどうなのかと、当初予算ではマイナスだが、結果としては、令和6年度は約12,000千円収入増とのことである。人件費を抑えたところも増の要因だということであるが、職員の人員は十分か。また、雇いたいのだが、人材難で人が集まらないという事情があるのか。
- 担当課 : 計画・目標値の8,210人は、コロナ前の利用者数が8,000人前後であり、この程度の人数を見込んだ。
職員の体制については、昨年度の途中で、非常勤のホームヘルパー1人が退職したが、補充せず、デイサービス職員が兼務して対応したことで、人件費が抑えられた。
ホームヘルパーと通所事業を兼務することで、利用者の全体像がつかめ、プラスのメリットもあった。今のところ元気館障害者デイサービスセンターから職員の不足により、サービスが低下しているとは聞いていないので、安定的な運営ができています。
- 事務局 : 連続して赤字になった場合の指定管理料変更についての質問についての回答をもう一度お願いしたい。
- 担当課 : 期中ではなく、次回の更新のときに検討したいということである。
- 事務局 : 収支について、障がい福祉サービスの提供による報酬で得られた収入により人件費、光熱水費等を支払う事業になっている。指定管理料の話ではない。
- 委員 A : 指定管理者であれば、関係ないということはないのではないかと。
- 《担当課退室後、委員間討議》
- 委員 B : ミニコロニーは指定管理料を支払わずに得られた収入で行う事業という説明だったが、これも指定管理事業となるのか。
- 事務局 : 事業としては国の制度により行っている。その他施設の維持管理も含めて指定管理として出している。
- 委員長 : 他にないか。
- 委員全員 : 特になし。
- 委員長 : それでは「元気館障害者デイサービスセンター」について、非公募による選定が適当としてよろしいか。
- 委員全員 : 異議なし
- 委員長 : 異議がないため「元気館障害者デイサービスセンター」について、非公募による選定が適当とする。

《非公募による指定管理者の選定が適当であるとした。》

(ウ) 産業文化会館（担当課：文化・生涯学習課）

《担当課から事業の概要、非公募理由について説明》

《質疑応答》

委員 A： 非公募の提案だが、仮に公募した場合に、振興財団以外に応募する事業者は想定できるか。

担当課： 厳しいと思う。他のところも公募について、昔あったと聞いているが、振興財団以外に手を挙げてくるところがほとんどない。また、舞台装置やいろいろな部分でノウハウを要するような設備があり、新しい業者が入ってくると一から学ばなければならない部分があり、なかなか厳しい現状である。

委員 A： 分かった。他に想定されないのであればこれで構わないと思う。もし、他に競合するような事業者があるのであれば、ずっと担ってきたからという理由だけで非公募とするのはどうかと思う。ないのであればこれでよい。

委員 E： アルフォーレも同じ考え方で非公募か。

担当課： 考え方はほぼ同じ形になる。全体的な設備を考えると、新しい事業者の方が入って、全てを網羅しながら運営していく部分はかなり労力を要する部分があり、文化ホールに対する参入が足踏みされている現状である。新しい事業者が入るとなると、それなりの経験というか、設備を一から習得していかなければならない。

委員 A： アルフォーレは振興財団と新潟照明技研で管理していると思うが、例えば新潟照明技研が産文に手を挙げることはないか。

担当課： 舞台装置の技術的な部分で、アルフォーレはかなり高度な技術を要するので、その点の違いである。産文は今までのノウハウを培ってきた振興財団の職員が、うまく使用できる状態にある。アルフォーレはかなりいろんな装置があるので、振興財団だけでは、細かい部分が厳しいため、新潟照明技研から協力いただいている実情である。

委員 A： ということは、産文の舞台装置はそれほど高度ではないということか。

担当課： 言い方を変えるとそういうことになる。

委員 A： 高度でなければ、手を挙げる事業者がいるのではないか。

担当課： 独特の装置的な部分があり、経験値の中でカバーできる範囲内である。高度というよりは、装置自体がアルフォーレのような様々な舞台設備を整えているわけではないので、この点が技術面では少し違っているとお考えいただきたい。

委員 A： 前回更新時の議事録だと、アルフォーレは産業文化会館よりも繊細で高度な照明や使う技術が必要な機材等が多く、と今の説明どおり記載されていて、産業文化会館であれば振興財団で十分に管理、運営が可能である。これは別に簡単という意味ではなくて、振興財団のノウ

ハウも含めてということか。

担当課： 創設当時から管理しているので、知識、ノウハウが十分に備わっているという趣旨で解釈いただきたい。

委員 A： 承知した。

委員 B： 昨日アルフォーレで、天童よしみのコンサートがあったが、8千円が2千円で見られた人がいるが、料金はアルフォーレが決めているのか。

担当課： アルフォーレを興行主に貸出している。振興財団が企画したものではないので料金設定はしていない。

委員 D： 産業文化会館は昭和56年に出来たものだが、今後、建て替えとか、他の施設を造るということはないか。

担当課： 明確には決まっていない。財政管理課が統括している公共施設等総合管理計画の中で、全体的な役割分担等を考慮しなければならない。単体では厳しい。

委員 D： 駐車場が少ないとか、自分が会議室を利用しようとしたときに、窓口で申し込まなければならないとか、料金の関係で二の足を踏んでしまう。市内で会議をできるところということで、必要な施設だが、同じ管理者がやっているのだから、代わりにくいところもあるのではないかと感じる。

担当課： 古い施設なので駐車場は十分ではないが、有料駐車場やアルフォーレも利用していただきたい。施設の予約は、今後、公共施設の予約システムにより、利便性を図らなければならないと考えている。料金決済は電子マネー的な部分で利便性は高まるが、取消があった場合、ペイバックしなければならず、それがネックであり、越えなければならないハードルもある。その辺も考えながら利便性を図りたい。

委員 C： アンケートでは、良好な結果だったが、設備や建物に関する意見や苦情はあったか。

担当課： 駐車場はあったが、舞台設備等に関してはない。

《担当課退室後、委員間討議》

委員 E： 説明では、ノウハウとか他に代わる事業者がいないと受け取ったが、本当にそうなのか。常にノウハウがないという理由で判断すると振興財団しか指定管理者になれないことになる。このような特殊性がないような施設は、公募でよいのではないかと、説明を聞いていて感じた。

公募をして振興財団しか手を挙げなければ、それでよいのではないか。指定管理制度を考えるといろいろな事業者のノウハウ等を、指定管理を通じて反映していくことではないか。指定管理制度がいかされない面があるのではないかと感じる。

例えばイベントでも指定管理者が同じ振興財団だと、固定化されて、新しい催しが計画されないのではないか。安定的に運用できるが、新しい取組に欠けるのではないか。それほど特殊性がないのであれば、今の説明を聞く範囲では、非公募にする理由が薄い感じがする。

- 委員 A： 今の意見に賛同する。一度公募してみた方がよい。
- 委員 D： 公募にした場合、振興財団は応募しないことはないか。
- 委員 A： それはないと思う。
- 委員 B： 音響の苦情はないとのことだが、アルフォーレと違い産文は使い勝手が悪い。アルフォーレは係の人が全部してくれるが、産文はそうではないので、それほどレベルが高くないと感じた。誰でもできるとは思わないが、公募でもよいのではないか。
- 委員長： 他にないか。
- 委員全員： 特になし。
- 委員長： それでは「産業文化会館」について、非公募ではなく、公募による指定管理者の選定が適当であるとした意見を付すことでよろしいか。
- 委員全員： 異議なし
- 委員長： 異議がないため「産業文化会館」について、非公募ではなく、公募による指定管理者の選定が適当であるとした意見を付すこととする。
- 《非公募ではなく、公募による指定管理者の選定が適当であるとした意見を付した。》

(エ) 体育施設（14施設）（担当課：スポーツ振興課）

《担当課から事業の概要、非公募理由について説明》

《質疑応答》

- 委員 D： 西山体育館に空調設備はあったか。
- 担当課： 冷暖房は備えていない。唯一2階の会議室に設置しているが体育館にはない。
- 委員 D： 西山の災害の避難所で大雨のときに開設しているようだが、空調設備がないと防災的には少し心配である。
- 担当課： コミセンで対応しながら、2階の会議室を優先的に使っていきたい。今すぐ大規模改修はできないが、市の財政事情も厳しいので、今後の計画の中で検討できればと考えている。
- 委員 E： アンケートの件だが49ページが柏崎市総合体育館で、次が西山総合体育館、62ページにアクアパークがあり、それ以外のアンケートがないがどうしてかと、62ページにアクアパークのお客様ポストは特に御意見はありませんでしたとあるが、一年間で意見が全くなかったのか確認したい。
- 担当課： アンケートは正職員がいる施設で取ったもので、総合体育館、西山総体、アクアパークでアンケートを取っていると聞いている。また、アクアパークについては、ポストを置いてあるけれども入っていませんと回答があった。
- 委員 E： 意見がない理由は、ポストを置く場所が悪いからではないか。担当課はどのように受け止めているのか。
- 担当課： 市長への手紙では、意見をいただいている。また、令和3年度にはポストに意見が何件もあった。令和5年度はない。改めてポストの設置場所が適正かどうかについては、確認したい。

委員 A： 総合体育館のトレーニング室は常設のポストではなく、アンケートを告知して、アンケート用紙を用意し、一定期間受け付けている。総合体育館全体でしているかは分からないが、ポストではなくアンケートとして実施しているの、その違いではないか。ただポストを置いておいて意見を入れてくださいと意見が出てこないのではないか。その辺を調べて対処してほしい。

担当課： 承知した。

《担当課退室後、委員間討議》

委員 E： 4ページに非公募設定の理由が記載されているが、産業文化会館等はこの様式があったか。

事務局： 同じ様式である。産業文化会館もスポーツ施設と同じ理由だが、説明が少し違った。

委員 E： 同じ振興財団でも、資本金の約95パーセントを出資しておりとか、記載されているが。

事務局： 理由については各担当課が記載している。

委員長： 他にないか。

委員全員： 特になし。

委員長： それでは「体育施設（14施設）」について、非公募による選定が適当としてよろしいか。

委員全員： 異議なし

委員長： 異議がないため「体育施設（14施設）」について、非公募による選定が適当とする。

《非公募による指定管理者の選定が適当であるとした。》

(オ) コレクション展示館3館（担当課：商業観光課）

《担当課から事業の概要、非公募理由について説明》

《質疑応答》

委員 A： コレビレについては特殊な施設なので非公募とすることに問題はないと思う。ただし、指定管理期間を2年として、指定管理者の意向確認期間とするという説明であったが、今一つ分かりづらい。施設の存続も含めて、指定管理者で検討するということか。

担当課： 道の駅の整備について検討していく中で、施設の活用方法を併せて検討していかなければならない。また、展示の仕方や、多くの収蔵品の保管場所を市と共に検討していく期間が必要であると考えている。

委員 A： それは、施設の存続を前提にしてとういことか。

コレビレについては、更新のたびに厳しい指摘がなされてきている。前々回の更新の際には、施設の在り方を見極めるとして3年間とした。また、前回の更新の際には、課題解決の見通しが不十分であるにも関わらず、道の駅を理由に指定管理期間を5年間にしたいとの提案があったが、委員会では不確定要素が多すぎるため3年との意見が付けられ、結果的に3年になった。今回は、指定管理者の意向確認として

2年間と提案されている。根本的な見直しがなされないまま迷走を繰り返しているイメージである。次の2年間がコレビレの最終的な検討段階となれば、非公募で2年間の更新でやむを得ないと感じるが、そこまでの覚悟がなく、単なる先延ばしであればいかがなものか。どのように考えているか。

担当課： 続ける、続けないも含めて、指定管理者の意向を確認していきたいと考えている。その上で施設の在り方について、市が考えていかなければならない。

委員 A： この2年間で最終的な結論を出すということによいか

担当課： そのとおりである。方向性を出していきたい。

委員 A： 毎回同じような説明を聞いているが、また次の更新の際に、見直しを検討するための更新ということにはならないか。

担当課： ならないように進めていきたい。

《担当課退室後、委員間討議》

委員 A： 非公募で2年間はよいと思う。ただし、この施設については、迷走を繰り返してきている。今後の2年間で施設の在り方について最終結論を出してほしいという要望を付けた上で認めるのでよいと思う。

委員 長： 要望の相手方は市となるか。

委員 A： 市に対してである。そうでないと、また次の更新の際にも同じようなことになるのではないかという懸念がある。

委員 E： そういった考えもあると思う。しかし、担当課からは道の駅の動向も踏まえてといった説明もあった。そうすると、コレビレだけでは決められない要素もあり、判断できない可能性もある。道の駅とどのような関係性があるか不明な点もあるが、2年で結論を出せと委員会では条件を付けることは危険な感じがした。

委員 長： クロージングまでいかなくても、検討のアクションがないことがよくないということもあるのではないか。

委員 A： 道の駅の再整備は、その後に出てきた話なので、関連することはやむを得ないと思う。しかし、私感としては更新のたびに結論を先延ばししているようである。またズルズルと同じようなことを繰り返してしまうのではないかと思う。最終的な結論が出せるかは別としても、それぐらいの覚悟は持ってもらいたい。

委員 D： コレクションをみんなで共有したいのであれば、別の場所でもよいのではないか。例えば、博物館や図書館、何ならフォンジェなどの方が市民は財産として共有できるのではないか。箱を残すイメージがあり、それが道の駅を盛り上げるためならよいが、その場所でやることに固執しなくてもよいのではないか。

委員 A： 一時、コレビレを市の中心部に持ってくるといった話もあったようだ。利用者は年間600人であり、月にすると数十人になってしまい、施設として存立し得ない人数だと思う。やはり早く考えた方がよい。

委員 長： 維持費もかかっている。

委員 B： 利用者が増えないとずっと認識していた。出雲崎にある時代館は指定管理者が変わりリニューアルして盛り上がりを見せていると聞く。今までのようにずっと結論が出ないというのは、どこかで少しく意見をつけてもよいではないか。

委員長： 次があることを前提に濁してきた経緯がある。委員会としては、市も含め覚悟を持った次期指定管理期間にさせていただきたいということによいか。

委員 A： 確かに、最終結論を出せというのは足かせになる可能性もあり、縛りがきつい感じもする。それぐらいの覚悟を持って臨んでもらいたいという意見でどうか。

委員 E： 意見としてはそれでよいと思う。
担当課の説明でもあったが、まずは指定管理者の意向を聞いてからとあった。とても指定管理者に対して気を遣っているといった印象があった。市の施設であるため、指定管理者の意向が優先されるのではなく、市の考えが優先されるべきではないかと感じる。

委員長： 指定管理に対して意見を出す委員会であるが、その前に施設に対する意見も含めて出た意見を申し伝えるということによいか。

事務局： いただいた意見の内容を委員長とも相談し、適切な方法で通知をさせていただきます。

委員長： 他にないか。

委員全員： 特になし。

委員長： それでは「コレクション展示館 3 館」について、この 2 年間で方向性を明確にし、結論を出すという覚悟を持って取り組む必要があるとの意見を付して、非公募による選定が適当としてよろしいか。

委員全員： 異議なし

委員長： 異議がないため「コレクション展示館 3 館」について、非公募による指定管理者の選定が適当であるとする。ただし、この 2 年間で方向性を明確にし、結論を出すという覚悟を持って取り組む必要があるとの意見を付すこととする。

《非公募による指定管理者の選定が適当であるとした。ただし、この 2 年間で方向性を明確にし、結論を出すという覚悟を持って取り組む必要があるとの意見を付した。》

(6) その他

第 2 回の選定委員会は、10 月 23 日（木）とし、令和 6（2024）年度モニタリング結果報告を行う。

(7) 閉会